

千葉県報

定例
令和8年6月19日

第14153号

報 葉 県

千

令和8年6月19日(金曜日)

目次

○ 漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定	一
○ 県営土地改良事業計画の決定	一
○ 保安林予定森林	一
○ 土砂災害警戒区域の指定(四件)	二
○ 土砂災害特別警戒区域の指定(四件)	四
○ 土地区画整理事業の事業計画の変更	七
公 告	七
○ クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	七
○ 土地改良区役員の退任及び就任(二件)	八
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧	九
○ 令和八年度家畜人工授精に関する講習会の開催	九
○ 特定調達公告	九
○ 入札公告	一〇

告

示

千葉県告示第三百三十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和八年六月二十二日から発生する。

令和八年六月十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

その一

区域 東安房漁業協同組合の地区

漁業の区分 小湊地区の主として一本釣りを営む小型合併漁業

その二

区域 新勝浦市漁業協同組合の地区
漁業の区分 川津地区の主として一本釣りを営む小型合併漁業

千葉県告示第三百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、匝瑳市の一部を受益地域とする県営吉田地区土地改良事業(区画整理)計画を決定した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、その決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和八年六月十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 縦覧に供する書類の名称
県営吉田地区土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間
令和八年六月二十二日から七月十七日まで

三 縦覧場所
匝瑳市役所

千葉県告示第三百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。

令和八年六月十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 保安林予定森林の所在場所
勝浦市興津字土井口一、二〇〇番六七

二 指定の目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び勝浦市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和八年六月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下泉町五	千葉市若葉区下泉町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
加曾利町二七	千葉市若葉区加曾利町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
加曾利町二八	千葉市若葉区加曾利町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝塚町七	千葉市若葉区貝塚町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高根町一一	千葉市若葉区高根町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高品町一二	千葉市若葉区高品町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
千城台西二	千葉市若葉区千城台西三丁目及び千城台西二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
千城台西三	千葉市若葉区千城台西三丁目及び小倉町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上泉町一〇	千葉市若葉区上泉町の区域のうち、	急傾斜地の崩壊

千城台南二	次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中野町一〇	千葉市若葉区中野町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中野町一一	千葉市若葉区中野町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東寺山町八	千葉市若葉区東寺山町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東寺山町九	千葉市若葉区東寺山町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東寺山町一〇	千葉市若葉区東寺山町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
原町四	千葉市若葉区原町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
野呂町五	千葉市若葉区野呂町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
和泉町三	千葉市若葉区和泉町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図面」は、省略し、千葉県国土整備部河川環境課及び千葉県土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和八年六月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荻作一一	市原市荻作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
勝間三三	市原市勝間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
瀬又三四	市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

奈良一〇	市原市奈良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奈良一一	市原市奈良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東国吉一六	市原市東国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東国吉一五	市原市東国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大作一七	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大作一六	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大作一五	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神崎六	市原市神崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
潤井戸九	市原市潤井戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高田一二	市原市高田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高田一一	市原市高田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高田一〇	市原市高田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
永吉九	市原市永吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
瀬又三八	市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
瀬又三七	市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
瀬又三六	市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
瀬又三五	市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
令和八年六月十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下堀一〇	南房総市下堀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
御庄二〇	南房総市御庄の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山下一〇	南房総市山下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
池之内一二	南房総市池之内及び明石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上堀一二	南房総市上堀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横根一一	安房郡鋸南町横根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
市井原二〇	安房郡鋸南町市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小保田二三	安房郡鋸南町小保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大帷子二三	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大帷子二四	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大帷子二五	安房郡鋸南町大帷子及び保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中佐久間三一	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中佐久間三二	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

中佐久間三三	ち、次の図面に示す区域 安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
--------	---	---------

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和八年六月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高山三六	長生郡長柄町高山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小沢一六	長生郡長南町小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小沢一七	長生郡長南町小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小沢一八	長生郡長南町小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
水沼三四	長生郡長南町水沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
水沼三五	長生郡長南町水沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
水沼三六	長生郡長南町水沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
水沼三七	長生郡長南町水沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
美原台五	長生郡長南町美原台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
報恩寺一二	長生郡長南町報恩寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
笠森一四	長生郡長南町笠森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

深沢二三	長生郡長南町深沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
------	--------------------------	---------

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和八年六月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
下泉町五	千葉市若葉区下泉町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
加曾利町二七	千葉市若葉区加曾利町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
加曾利町二八	千葉市若葉区加曾利町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
貝塚町七	千葉市若葉区貝塚町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高根町一一	千葉市若葉区高根町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高品町一二	千葉市若葉区高品町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
千城台西三	千葉市若葉区千城台西三丁目及び小倉町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
上泉町一〇	千葉県若葉区上泉町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
千城台南二	千葉県若葉区千城台南四丁目及び大草町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中野町一〇	千葉県若葉区中野町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中野町一一	千葉県若葉区中野町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東寺山町一〇	千葉県若葉区東寺山町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
原町四	千葉県若葉区原町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
野呂町五	千葉県若葉区野呂町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
和泉町三	千葉県若葉区和泉町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉県土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百四十二号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
令和八年六月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

奈良一〇	市原市奈良の区域のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東国吉一六	市原市東国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東国吉一五	市原市東国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大作一七	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大作一六	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大作一五	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
神崎六	市原市神崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
潤井戸九	市原市潤井戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高田一二	市原市高田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高田一一	市原市高田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高田一〇	市原市高田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
瀬又三八	市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
瀬又三七	市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
瀬又三六	市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
瀬又三五	市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
瀬又三四	市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
勝間三三	市原市勝間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
荻作一一	市原市荻作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

奈良一
 次の図面に示す区域
 市原市奈良の区域のうち、
 次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊
 次の図面のとおり

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百四十三号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
 令和八年六月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
下堀一〇	南房総市下堀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
御庄二〇	南房総市御庄の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山下一〇	南房総市山下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
池之内一二	南房総市池之内及び明石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上堀一二	南房総市上堀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
横根一一	安房郡鋸南町横根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市井原二〇	安房郡鋸南町市井原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小保田二三	安房郡鋸南町小保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

大帷子二三	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大帷子二四	安房郡鋸南町大帷子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大帷子二五	安房郡鋸南町大帷子及び保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中佐久間三一	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中佐久間三二	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中佐久間三三	安房郡鋸南町中佐久間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百四十四号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
 令和八年六月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
高山三六	長生郡長柄町高山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小沢一七	長生郡長南町小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

水沼三四	長生郡長南町水沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
水沼三五	長生郡長南町水沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
水沼三七	長生郡長南町水沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
美原台五	長生郡長南町美原台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
報恩寺一二	長生郡長南町報恩寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笠森一四	長生郡長南町笠森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
深沢二三	長生郡長南町深沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百四十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第五十二条第一項の規定により定められた流山市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更した。

令和八年六月十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 土地区画整理事業の名称
流山市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業
- 二 事務所所在地
流山市南流山一丁目一三番地
- 三 事業計画の決定の年月日
平成十一年三月十二日
- 四 変更の内容
事業施行期間
変更前 平成十一年三月十二日から令和十二年三月三十一日まで
変更後 平成十一年三月十二日から令和十五年三月三十一日まで
- 五 事業計画の変更の年月日

令和八年六月十九日
公 告

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項及び第八条の三の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。
令和八年六月十九日

- 一 主催者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 出席して受講する研修及び講習の開催期日及び開催場所

種 別	開 催 期 日	開 催 場 所
クリーニング師の研修	令和八年七月三十日（木曜日） 令和八年八月二十四日（月曜日）	アミューゼ柏プラザ （柏市柏六丁目二番二二号） 習志野商工会議所会議室A B （習志野市津田沼四丁目一一番一四号）
業務従事者に対する講習	令和八年九月十六日（水曜日） 令和八年十月十四日（水曜日） 令和八年十一月十一日（水曜日） 令和八年十二月六日（日曜日） 令和八年七月三十一日（金曜日） 令和八年八月二十五日（火曜日） 令和八年九月十七日（木曜日）	東金文化会館会議室二 （東金市八坂台一丁目二、一〇七番地三） 千葉県長生合同庁舎四階大会議室 （茂原市茂原一、一〇二番地一） 千葉県君津健康福祉センター三階大会議室 （木更津市新田三丁目四番三四号） 千葉市文化センターセミナー室 （千葉市中央区中央二丁目五番一号） アミューゼ柏プラザ （柏市柏六丁目二番二二号） 習志野商工会議所会議室A B （習志野市津田沼四丁目一一番一四号） 東金文化会館会議室二 （東金市八坂台一丁目二、一〇七番地三）

令和八年十月十五日(木曜日)	千葉県長生合同庁舎四階大会議室 (茂原市茂原一、一〇二番地一)
令和八年十一月十二日(木曜日)	千葉県君津健康福祉センター三階大会議室 (木更津市新田三丁目四番三四号)
令和八年十二月七日(月曜日)	千葉市文化センターセミナー室 (千葉市中央区中央二丁目五番一号)

三 デジタル技術を活用して受講する研修及び講習の受講期間
令和八年六月十九日(金曜日)から令和九年三月三十一日(水曜日)まで

四 通信制により受講する研修及び講習の申込受付期間
令和八年十一月二日(月曜日)から十二月二十八日(月曜日)まで

五 特別管理産業廃棄物管理責任者研修
クリーニング師は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者(クリーニング所における特別管理産業廃棄物管理責任者に限る。)の資格を得るための研修(以下「特管物研修」という。)をデジタル技術を活用して受講することができる。

六 受講料
クリーニング師の研修 五千元
業務従事者に対する講習 四千五百円
特管物研修 三千元

七 指定年月日
令和八年六月十九日

八 その他

1 研修及び講習(デジタル技術を活用して受講するものを除く。)についての詳細は、次に問い合わせること。

名称 公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター
所在地 千葉市中央区長洲一丁目一五番七号
電話 〇四三(三〇七) 八二七二

2 デジタル技術を活用して受講する研修及び講習についての詳細は、次に問い合わせること。

名称 株式会社Gakken Lx eラーニングサポートセンター
電話 〇三(六六三五) 一六〇七

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、武田堰土地改良区から次のとおり役員(退任及び就任)の届出があった。

令和八年六月十九日	千葉県知事	熊谷 俊人
一 退任理事	木更津市大稲一四〇番地	松本 武人
〃	真里六五番地一	小倉 秋男
〃	〃 三五五番地二	小倉 清
〃	〃 九六九番地	石井 和夫
〃	〃 下内橋二二番地	東 正一
〃	〃 戸国一八番地二	佐久間 良一
〃	〃 下内橋三七五番地	金子 一夫
〃	〃 真里谷二三番地三	根本 恵造
〃	〃 袖ヶ浦市百目木一三九番地	根本 隆男
〃	〃 五七三番地一	野中 君敏
二 退任監事	木更津市大稲八〇番地二	高石 政司
〃	〃 袖ヶ浦市百目木四七三番地	鶴岡 宏一
〃	〃 木更津市真里谷七六八番地	須藤 宏一
三 就任理事	木更津市真里谷一、二三五番地二	高橋 功
〃	〃 真里九八四番地	小倉 嘉広
〃	〃 〃 三五五番地二	小倉 清
〃	〃 〃 一、三三〇番地一	保坂 貞雄
〃	〃 〃 下内橋二二番地	東 正一
〃	〃 〃 戸国四六番地	宇佐美 勉
〃	〃 〃 下内橋三七五番地	金子 一夫
〃	〃 〃 真里谷四三番地一	川名 光一
〃	〃 〃 袖ヶ浦市百目木九〇六番地二	鶴岡 功
〃	〃 〃 四九八番地	高橋 明
四 就任監事	木更津市真里九六九番地	石井 和夫
〃	〃 袖ヶ浦市百目木八九六番地	大野 勝美
〃	〃 木更津市真里二、〇九八番地三	小倉 三男

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、天羽土地改良区から次のとおり役員(退任及び就任)の届出があった。

令和八年六月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事

富津市豊岡一、五七一番地

上後五二六番地の二

岩本七〇九番地の三

桜井一七九番地

加藤三五三番地

不入斗四〇九番地

花輪一五三番地の一

萩生二六四番地

望井二〇八番地

岩坂五一八番地

二 退任監事

富津市関二三六番地

竹岡二、八〇六番地

山中一、八七七番地五

三 就任理事

富津市豊岡一、五七一番地

上後五二六番地の二

岩本七〇九番地の三

台原八九番地

数馬二〇〇番地

不入斗四〇九番地

相川一、〇三〇番地

萩生二六四番地

望井二〇八番地

岩坂五一八番地

四 就任監事

富津市関二三六番地

竹岡二、八〇六番地

山中一、八七七番地五

県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、

磯貝睦美	宮崎和茂	吉田和男	川合はるみ	齋藤純平	寫野純一	伊藤喜晴	渡邊和巳	中後秀樹	神子和好也	能城哲也	鈴木俊一	座間孝雄	磯貝睦美	宮崎和茂	吉田和男	川合はるみ	齋藤純平	寫野純一	伊藤喜晴	渡邊和巳	中後秀樹	神子和好也	能城哲也	鈴木俊一	座間孝雄	磯貝睦美	宮崎和茂	吉田和男	川合はるみ	齋藤純平	寫野純一	伊藤喜晴	渡邊和巳	中後秀樹	神子和好也	能城哲也	鈴木俊一	座間孝雄
------	------	------	-------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------

隅郡御宿町の一部を受益地域とする県営御宿地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができ。

また、この計画については、その決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分取消しの訴えを提起することができる（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和八年六月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称

県営御宿地区土地改良事業の換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和八年六月二十二日から七月十七日まで

三 縦覧場所

夷隅郡御宿町役場

令和八年度家畜人工授精に関する講習会の開催
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、令和八年度家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和八年六月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 家畜の種類

牛

二 開催の期日、開催場所等

第一期	開催の期日	開催場所	定員
令和八年八月三日、四日、十日、十二日から十四日まで、二十六日及び九月七日から十一日まで	東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校 八街市八街へ一六番地の一 千葉県畜産総合研究センター	三名程度	

第二期	令和八年十一月九日から十二月九日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	八街市八街へ一六番地の一千葉県畜産総合研究センター 市原市国本六〇二番地 千葉 県畜産総合研究センター市原 乳牛研究所	十五名程度 最少催行人数は、おおむね十名とする。
-----	-------------------------------------	--	-----------------------------

備考

- 一 第一期の講習会の受講者は、千葉県立農業大学校の学生に限る。
- 二 第一期の講習会については、家畜改良増殖法第十六条第二項に規定する講習会に関する規則(昭和六十二年千葉県規則第六十二号)第三条に規定する実習の一部を実施しない。
- 三 第一期の講習会において実施しなかった実習の一部については、第二期の講習会において実施する。
- 三 その他
この講習会の詳細については、千葉県農林水産部畜産課(電話〇四三―二二三―二九二九)まで問い合わせること。

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年6月19日

千葉県企業局長 横山 尚典

購読料 本号(別冊を含む。)

一部

四〇円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五

八

千

葉

〇

四

三

(

二

二

三

)

二

六

五</